

北方町水道事業 令和6年度 水質検査計画

1 基本方針

水道水質検査の適正化と透明性を確保するため、水道水質検査計画を策定し、この計画にしたがって水質検査を実施します。

- (1) 検査地点は、水質基準が適用される給水栓及び水源とします。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目等とします。
- (3) 検査項目及び検査頻度については、別紙水質検査表のとおりとします。

給水栓では、水道法に基づき、色、濁り及び残留塩素の検査（水道法施行規則第15条第1項第1号-イ）については、1日1回行います。

また、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH、味、臭気、色度及び濁度等（水道法施行規則第15号第1項第3号-イ）の検査は、月1回行います。

その他の項目の検査については、別紙水質検査表に掲げる検査頻度により行います。

2 水道施設の概要

北方町上水道施設

深井戸

北方町水源地及び第2水源地に設置する取水ポンプで汲み上げた後、塩素消毒を行い、配水池に貯めたのち給水します。

<給水状況>

	北方町上水道
給水区域	本巢郡北方町
給水人口	17,774人
計画1日最大給水量	10,516m ³
1日最大給水量	8,003m ³
1日平均給水量	7,196m ³

令和5年度末現在。

<浄水施設の概要>

名称	所在地	水源	浄水処理方法
北方町水源地	北方町小柳1丁目60番地	地下水 深井戸150m×3	塩素滅菌のみ

深井戸のうち1つは第2水源地（北方町小柳2丁目55番地）に所在しています。

3 水道の原水及び浄水の水質状況及び水質管理上留意すべき事項

原水は、地下150m程度の深井戸で、水質は良好です。水源の周辺に汚染源はなく、汚染要因は特にありません。原水の水質が良好なため浄水方法は、消毒のみです。

4 臨時の水質検査に関する事項

臨時の水質検査は、次の場合に行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水道利用者で消化器系感染症が流行したとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 配水管の大規模な工事をしたとき。
- (6) その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。

5 水質検査の方法

水道法第20条第1項同法施行規則第15条に基づく浄水水質検査及びクリプトスポリジウム対策指針等に基づく原水水質検査については、水道法第20条に基づく登録検査機関に委託し、実施します。

6 水質検査の委託の範囲

- (1) 試料の運搬

試料は北方町上下水道課で水質に変化を生じないように採取し、運搬については、採取当日に委託検査機関が保冷等により速やかに運搬するものとします。

- (2) 臨時検査の取扱い

臨時検査の必要性が生じた場合は早急に実施し、FAX等にて結果報告するよう契約します。

7 委託した検査の実施状況の確認方法

委託検査機関は、試験施設への立入検査に応じ、検査の根拠としてクロマトグラフ並びに濃度計算書等の提出を求められた場合に、遅滞なく提出するよう契約します。

8 水質検査計画及び検査結果の公表

ホームページ等に掲載して公表します。また、利用者からのご質問、ご意見等については、電子メールや電話などでお答えします。

9 関係機関との連携等

- (1) 委託検査機関から検査結果の報告があった際には、直ちにその結果を評価します。また、不適切項目があった場合には、その原因究明に努める等適切に対処します。なお、その際必要に応じ、保健所・委託検査機関から指導・助言を受けながら実施します。
- (2) 年間の水質検査結果が判明した時点で、結果を総合的に判断し、必要に応じ水質検査計画の見直し等を行います。
- (3) 水質検査計画に基づく検査の実施については、委託検査機関と連携を図り実施します。
- (4) 水源周辺地域において、水質汚染事故の発生を認めた場合には、保健所に情報提供するとともに、必要な浄水処理を行います。

令和6年度 浄水水質検査計画表（別表1）

水道事業名	北方町		水道技術管理者名
浄水場名	北方町上水道水源地		竹内 敏昭
採水の場所(住所及び施設名)	本巣郡北方町高屋1420番地の1(清流平和公園)他		
水源種別	地下水	表流水 湧き水 その他	健康診断(検便)実施月
浄水方法	塩素滅菌	緩速ろ過 急速ろ過 膜ろ過 その他	1回目 5月
水質検査委託機関名称			2回目 11月

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	根拠 ※1
1 一般細菌	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	1								○					1	過去の検査結果により回数減
4 水銀及びその化合物	1								○					1	過去の検査結果により回数減
5 セレン及びその化合物	1								○					1	過去の検査結果により回数減
6 鉛及びその化合物	1								○					1	過去の検査結果により回数減
7 ヒ素及びその化合物	1								○					1	過去の検査結果により回数減
8 六価クロム化合物	1								○					1	過去の検査結果により回数減
9 亜硝酸態窒素	1								○					1	過去の検査結果により回数減
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	4		○			○			○				○	4	3か月に一回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1								○					1	過去の検査結果により回数減
12 フッ素及びその化合物	1								○					1	過去の検査結果により回数減
13 ホウ素及びその化合物	1								○					1	過去の検査結果により回数減
14 四塩化炭素	1								○					1	過去の検査結果により回数減
15 1・4-ジオキサン	1								○					1	過去の検査結果により回数減
16 シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	1								○					1	過去の検査結果により回数減
17 ジクロロメタン	1								○					1	過去の検査結果により回数減
18 テトラクロロエチレン	1								○					1	過去の検査結果により回数減
19 トリクロロエチレン	1								○					1	過去の検査結果により回数減
20 ベンゼン	1								○					1	過去の検査結果により回数減
21 塩素酸	4		○			○			○				○	4	3か月に一回省略不可
22 クロロ酢酸	4		○			○			○				○	4	3か月に一回省略不可
23 クロロホルム	4		○			○			○				○	4	3か月に一回省略不可
24 ジクロロ酢酸	4		○			○			○				○	4	3か月に一回省略不可
25 ジブロモクロロメタン	4		○			○			○				○	4	3か月に一回省略不可
26 臭素酸	4		○			○			○				○	4	3か月に一回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	4													4	3か月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	4		○			○			○				○	4	3か月に1回省略不可
29 プロモジクロロメタン	4		○			○			○				○	4	3か月に1回省略不可
30 プロモホルム	4		○			○			○				○	4	3か月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	4		○			○			○				○	4	3か月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	1								○					1	過去の検査結果により回数減
33 アルミニウム及びその化合物	1								○					1	過去の検査結果により回数減
34 鉄及びその化合物	1								○					1	過去の検査結果により回数減
35 銅及びその化合物	1								○					1	過去の検査結果により回数減
36 ナトリウム及びその化合物	1								○					1	過去の検査結果により回数減
37 マンガン及びその化合物	1								○					1	過去の検査結果により回数減
38 塩化物イオン	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定しておらず省略不可
39 カルシウム、マグネシウム等	4		○			○			○				○	4	基準値の1/5を超えたことがあるため、3ヶ月に1回省略不可
40 蒸発残留物	4		○			○			○				○	4	基準値の1/5を超えたことがあるため、3ヶ月に1回省略不可
41 陰イオン界面活性剤	1								○					1	過去の検査結果により回数減
42 オール(別名 ジェオスミン)	1								○					1	過去の検査結果により回数減
43 1・2・7-テトラメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	1								○					1	過去の検査結果により回数減
44 非イオン界面活性剤	4		○			○			○				○	4	基準値の1/5を超えたことがあるため、3ヶ月に1回省略不可
45 フェノール類	1								○					1	過去の検査結果により回数減
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定しておらず省略不可
47 pH値	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定しておらず省略不可
48 味	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定しておらず省略不可
49 臭気	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定しておらず省略不可
50 色度	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定しておらず省略不可
51 濁度	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定しておらず省略不可
項目数	9	24	9	9	24	9	9	51	9	9	24	9			

※1 検査回数省略場合は根拠を記入すること。ただし年に1回以上は全項目検査を実施することを推奨する。

○原水水質検査計画（別表2）
（水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針による原水検査等）

水道事業名	浄水場名並び水源名	水源種別 (被圧地下水・地表水・ 被圧地下水以外の地下水等)	浄水方法	過去の指 標菌の検 出の有無	リスク レベル	原水等の検査			備 考
						指標菌	クリプトスポリジウム等	全項目検 査実施月	
						頻 度	頻 度		
	回/年	回/年							
北方町上水道	北方町上水道水源第(第 1取水井)	被圧地下水	塩素消毒のみ	無	L1	4	0	6月	L1だが、水質検査等は L2にて対応する。
北方町上水道	北方町上水道水源第(第 2取水井)	被圧地下水	塩素消毒のみ	無	L1	4	0	6月	L1だが、水質検査等は L2にて対応する。
北方町上水道	北方町上水道水源第(第 3取水井)	被圧地下水	塩素消毒のみ	無	L1	4	0	6月	L1だが、水質検査等は L2にて対応する。

※常時使用する全ての水源について記入すること。

○ゴルフ場農薬に係る水道水検査(別表3)

水道名	水源の名称	水源種類	検査対象農薬名(商品名)			検査月			関係ゴルフ場名	備考
			殺菌剤	殺虫剤	除草剤	第1回	第2回	第3回		
該当なし										

○ダイオキシン類検査(別表4)

水道事業名 (水源名等も記入)	ダイオキシン類			備考
	原水・浄水の別	頻度		
		毎月	回/年	
該当なし				

○水源選定及び給水開始前全項目検査(別表5)

区分	水源選定		給水開始前		備考
	水道名	件数	水道名	件数	
年 月					
年 月					
年 月					

○水質管理目標設定項目検査計画(別表6)

No	水道事業名	浄水場名並び水源名	原水・浄水の別	検査項目	検査予定月 ○月、○月、○月・・・ (未定の場合は検査頻度)	備考
1	北方町上水道	北方町上水道水源地(第1、2、3取水井)	原水	アンチモン及びその化合物	年1回	
2	北方町上水道	北方町上水道水源地(第1、2、3取水井)	原水	ウラン及びその化合物	年1回	
3	北方町上水道	北方町上水道水源地(第1、2、3取水井)	原水	ニッケル及びその化合物	年1回	
4	北方町上水道	北方町上水道水源地(第1、2、3取水井)	原水	1,2-ジクロロエタン	年1回	
5	北方町上水道	北方町上水道水源地(第1、2、3取水井)	原水	トルエン	年1回	
6	北方町上水道	北方町上水道水源地(第1、2、3取水井)	原水	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	年1回	
7	北方町上水道	北方町上水道水源地(第1、2、3取水井)	浄水	亜塩素酸	年1回	
8	北方町上水道	北方町上水道水源地(第1、2、3取水井)	浄水	二酸化塩素	年1回	
9	北方町上水道	北方町上水道水源地(第1、2、3取水井)	浄水	ジクロロアセトニトリル	年1回	
10	北方町上水道	北方町上水道水源地(第1、2、3取水井)	浄水	泡水クロラール	年1回	
11	北方町上水道	北方町上水道水源地(第1、2、3取水井)	原水	遊離炭酸	年1回	
12	北方町上水道	北方町上水道水源地(第1、2、3取水井)	原水	1,1,1-トリクロロエタン	年1回	
13	北方町上水道	北方町上水道水源地(第1、2、3取水井)	原水	メチルセブチルエーテル	年1回	
14	北方町上水道	北方町上水道水源地(第1、2、3取水井)	原水	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	年1回	
15	北方町上水道	北方町上水道水源地(第1、2、3取水井)	原水	臭気強度(TON)	年1回	
16	北方町上水道	北方町上水道水源地(第1、2、3取水井)	原水	腐食性(ランゲリア指数)	年1回	
17	北方町上水道	北方町上水道水源地(第1、2、3取水井)	原水	従属栄養細菌	年1回	
18	北方町上水道	北方町上水道水源地(第1、2、3取水井)	原水	1,1-ジクロロエチレン	年1回	
19	北方町上水道	北方町上水道水源地(第1、2、3取水井)	原水	PFOS及びPFOA	年1回	
20	北方町上水道	北方町上水道水源地(第1、2、3取水井)	原水	アセフェート	年1回	農薬類
21	北方町上水道	北方町上水道水源地(第1、2、3取水井)	原水	イミノクタジン	年1回	農薬類
22	北方町上水道	北方町上水道水源地(第1、2、3取水井)	原水	エトフェンプロックス	年1回	農薬類
23	北方町上水道	北方町上水道水源地(第1、2、3取水井)	原水	オキシ銅(有機銅)	年1回	農薬類
24	北方町上水道	北方町上水道水源地(第1、2、3取水井)	原水	グリホサート	年1回	農薬類
25	北方町上水道	北方町上水道水源地(第1、2、3取水井)	原水	グルホシネート	年1回	農薬類
26	北方町上水道	北方町上水道水源地(第1、2、3取水井)	原水	クロロタロニル(TPN)	年1回	農薬類
27	北方町上水道	北方町上水道水源地(第1、2、3取水井)	原水	ジクロベニル(DBN)	年1回	農薬類
28	北方町上水道	北方町上水道水源地(第1、2、3取水井)	原水	ジクワット	年1回	農薬類
29	北方町上水道	北方町上水道水源地(第1、2、3取水井)	原水	ダイアジノン	年1回	農薬類
30	北方町上水道	北方町上水道水源地(第1、2、3取水井)	原水	チオファネートメチル	年1回	農薬類
31	北方町上水道	北方町上水道水源地(第1、2、3取水井)	原水	パラコート	年1回	農薬類
32	北方町上水道	北方町上水道水源地(第1、2、3取水井)	原水	フェニトロチオン(MEP)	年1回	農薬類
33	北方町上水道	北方町上水道水源地(第1、2、3取水井)	原水	フェリムゾン	年1回	農薬類
34	北方町上水道	北方町上水道水源地(第1、2、3取水井)	原水	フサライド	年1回	農薬類
35	北方町上水道	北方町上水道水源地(第1、2、3取水井)	原水	プロプロフェジン	年1回	農薬類
36	北方町上水道	北方町上水道水源地(第1、2、3取水井)	原水	プロチオホス	年1回	農薬類
37	北方町上水道	北方町上水道水源地(第1、2、3取水井)	原水	ペンディメタリン	年1回	農薬類
38	北方町上水道	北方町上水道水源地(第1、2、3取水井)	原水	マラチオン(マラソン)	年1回	農薬類

令和6年度水質検査実施予定場所

